

平和を守る全国弁護士会アクションの日プログラム 憲法改正問題市民講演会

現在の国会情勢は、憲法改正議案が提出される具体的な可能性がある状況です。市民の皆様は、憲法改正についての国会の発議があった場合には、国民投票で改正の是非を投票するという形で直接に参加することとなります。

しかし、市民の皆様が、憲法改正についてどのような立場を取るにせよ、憲法改正の問題を考えるにあたって必ず踏まえておかねばならない論点である憲法9条改正の問題を共有しておく必要があります。

このような中で、福島県弁護士会は、憲法9条とその改正問題を取り上げ、憲法9条が改正された場合に、本当に何も変わらないのか、現実がどのように変わっていく可能性があるのか等について、市民の皆様とともに深く学習するため、このたび憲法改正問題市民講演会を開催することとなりました。どうぞふるってご参加ください。



「憲法9条は どのように 議論すべきなのか」

講師 **伊藤 真 弁護士**
(日弁連憲法問題対策本部副本部長・伊藤塾塾長)

プロフィール

1958年生まれ、東京都出身。伊藤塾(法律資格の受験指導校)を主宰。
1981年司法試験に合格。その後、真の法律家の育成を目指し、司法試験の受験指導にあたる。深遠かつわかりやすい講義から短期合格者を輩出。カリスマ講師として不動の地位を確立。また「憲法を知ってしまった者の責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。夢は世界の幸せの総量を増やすこと。日本を人権先進国、優しさ先進国、平和先進国にすること。2009年7月、多くの弁護士、著名人とともに、「一人一票実現国民会議」の発起人となり、日本に真の立憲民主主義を実現すべく弁護士として奮闘中。2014年5月、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する憲法学者や元政府関係者らとともに「国民安保法制懇」を立ち上げる。2015年9月8日、参議院の特別委員会では参考人として意見陳述をする。2015年9月、弁護士有志と「安保法制違憲訴訟の会」を立ち上げる。2016年多くの市民の声をうけて結成された「安保法制違憲訴訟の会」の共同代表となり、2016年4月には全国初の新安保法制の違憲訴訟を他の弁護士らと提起。市民の連帯による立憲主義の回復を目指し、全国で活動している。現在は、選挙無効訴訟、安保法制違憲訴訟、憲法53条違憲国家賠償等請求訴訟のほか、映画「宮本から君へ」助成金不交付処分取消訴訟、岡口基一裁判官弾劾裁判、角川人質司法違憲訴訟の弁護団に加わり、憲法価値の実現と立憲主義の回復のため日々積極的に取り組んでいる。

参加無料

【予約不要・参加資格なし】

開催日時

令和8年

11月23日 月祝

午後2時 講演開始(予定)

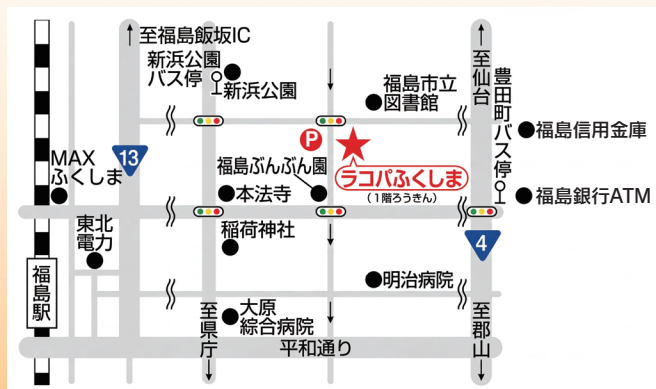
開場●午後1時30分 終了予定●午後4時

会場

ラコパふくしま5階

【福島市仲間町4-8】

駐車場は会館の西向かいに34台分のコインパーキング(ラコバパーキング)があり、会場利用者には無料サービス券をお渡しします。会館敷地内は月極駐車場となっております。駐車出来ません。



お問い合わせ先

福島県弁護士会 TEL 024-534-2334

主催／福島県弁護士会

共催／日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会